

物納制度 (Vol.1)

相続税対策としては、いろいろな方法が考えられますが、最終的に重要な事は納税対策になると思います。その納税対策について数回にわたって研究していきましょう。

相続税の納税方法は、①金銭一時納付、②物納、③延納の3種類があります。このうち、最近急増した物納について、今回から2回にわたり、詳細を述べていきます。

今月は第1回として、基本的内容の基礎編、来月は第2回として応用テクニックの応用編として述べてみたいと思います。

① 概要

相続税は原則として、金銭納付すべきですが、金銭で一時に納付できない場合には、相続財産で納付する物納制度が認められています。

物納のメリットとしては、次の点が挙げられます。

- イ. 相続財産を売却して納付する場合は、所得税・住民税が差引後の金額であるが、物納は所得税がかからずに、相続税評価額で納付できる。
- ロ. 不動産不況で、売却が困難な状況でも納付できる。

② 物納の要件

物納は全てのケースに認められるわけではなく、次に掲げる要件を満たす必要があります。

イ. 金銭での納付が困難

相続税は金銭納付が原則である。一時納付も、延納も困難である場合に限って、物納を申請する事ができる。

ロ. 物納財産が、一定の財産である。

ハ. 相続税の申告期限までに、物納申告書を提出する。

③ 物納できる財産・できない財産

物納できる財産とは、相続で取得した財産のうち、次に掲げる一定の財産で、管理及び処分が容易なものをいいます。

イ. 物納できる財産

物納できる財産は、相続又は、遺贈によって取得した日本国内にある財産で、次にあげるものに限られています。

1. 国債・地方債

2. 不動産・船舶
3. 社債・株式・証券投資信託または貸付信託の受益証券
4. 動産

頭の数字は物納できる順番を表しています。(ただし1. 2. は同順位)

ロ. 物納できない財産

物納する財産は、国が換金し、税収に充当する為に、管理処理が容易である必要があります。したがって、次の様な財産は物納には不適當な財産として、物納は認められていません。

1. 質権・抵当権その他の担保権の目的となっている財産
2. 所有権の帰属・境界などについて係争中の財産
3. 共有財産(共有者全員が持分を物納する場合を除く)
4. 譲渡に関して法令に特別の定めのある財産(たとえば、差し押さえの対象となっている財産など)
5. 不動産のうち次のもの
 - ・買戻し特約登記等のある不動産
 - ・売却できる見込のない不動産
 - ・他の財産と一体として効用をする不動産
 - ・現状を維持するために築造、修理が必要な土地
 - ・今後数年以内の使用に耐えないと認められる建物

④物納の選択基準

物納を選択した方が有利な場合とは、相続税の評価額が、売却した場合の手取額(正味手取額)より多い場合なので、次の事がいえます。

- イ. 相続税評価額 > 正味手取額 ……物納が有利
 ロ. 相続税評価額 < 正味手取額 ……金銭納付が有利

$$(注) 正味手取額 = 売却予定価額 - \left(\begin{array}{l} 取得費・譲渡費用 \\ 相続税の取得費加算額 \\ 所得税・住民税 \end{array} \right)$$

⑤物納財産の収納価額

税務署が物納財産を受け入れる時のその算定価額のことを収納価額といいます。物納財産の収納価額は、相続税の課税価額の計算の基礎となった価額、すなわちその財産の相続税評価額です。土地であれば、路線価方式または倍率方式によって評価した金額です。

次の場合の収納価額は注意が必要です。

- イ. 小規模宅地の評価減の適用を受けた土地は、その評価減をした後の金額が収納価額となります。したがって、小規模宅地は物納すべきではありません。
- ロ. 物納財産の収納時まで、その財産の状況に著しい変化があった場合には、収納時の現状によってその財産の収納価額を定めることになっています。状況の著しい変化とは、例えば、①土地の地目変更があった場合、②建物の損壊または増築があった場合、③自家用家屋が貸家となった場合、④株式の評価額が災害等により著しく低下した場合などをいいます。

⑥物納の手順

物納は申請しても許可されるとは限りません。税務当局が調査し、物納財産の変更の指示をうけたり、却下されることもあります。又、物納の許可を受けた後に撤回することもできます。その流れを見ていきましょう。

イ. 物納の申請

「相続税物納申請書」を相続税の申告期限までに提出します。この申請書には、金銭で納付することを困難とする理由、物納財産の明細などを記載して、登記簿謄本などを添付することになっています。

ロ. 物納申請の調査

物納の申請があると、税務署長は申請内容の調査を行います。具体的には、次の点を調査します。

- ①延納によっても金銭で納付することが困難な事由があるかどうか
- ②物納財産が法定されたもので、順位が妥当であるかどうか
- ③管理及び処分が容易であるかどうか

これらの物納申請内容の調査後、物納の許可、却下、または物納財産変更の指示が行われます。

ハ. 物納の許可

物納財産について許可があった場合には、財産の引渡し、所有権の移転登記などの手続きをとることになります。

ニ. 物納の却下

物納申請された財産が、物納のための条件を満たしていない場合には却下されることとなります。物納が却下されたときには、金銭により一時に納付するか、延納することになります。その場合には納期限から相続税額を完納するまでの期間に応じて延滞税がかかります。

ホ. 物納財産の変更

物納申請した財産よりも先順位で物納に適切な財産がある場合、あるいは物納財産が管

理または処分に不適當である場合には、他の財産への変更の指示があります。この日から20日以内に「物納財産変更申請書」を提出する必要があります。

へ. 物納の撤回

物納の申請をしても、許可があるまでは、いつでも取り下げることができます。また、物納の許可があっても、一定の場合には、物納を撤回して金銭で納付することもできます。物納の撤回ができるのは、次の条件が満たされる場合だけです。

- ①物納許可後1年以内であること
- ②賃借権等の付された不動産であること

更地については、いったん物納の許可があると撤回することができません。